

# 郵政民営化委員会 説明資料

「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針案」について

2025年5月26日

一般社団法人 第二地方銀行協会

# 1. 第二地方銀行協会加盟行について

○第二地方銀行協会加盟行は、ゆうちょ銀行に比べて、規模が小さい。

○地域金融機関として、地域の持続的な成長のため、資金繰り支援だけではなく、中小企業等へ様々な支援（コンサルティング支援・M&A支援・人材支援・DX支援等）を行っている。

⇒ **地域を支える中小金融機関の立場から、意見を申し上げたい。**

【ゆうちょ銀行と第二地銀の比較】

2024年3月末基準

	ゆうちょ銀行	第二地銀 (36行)	(1行平均)
店舗	23,557店 (直営店235店、郵便局・簡易郵便局23,222店)	2,693店	<b>75店</b>
ATM	31,157台	6,736台	<b>187台</b>
従業員数	11,345人	31,135人	<b>865人</b>
預金	<b>192.8兆円</b>	<b>69.9兆円</b>	<b>1.9兆円</b>
貸出	6.8兆円	<b>55.9兆円</b>	<b>1.6兆円</b>
有価証券	<b>146.4兆円</b>	14.4兆円	<b>0.4兆円</b>

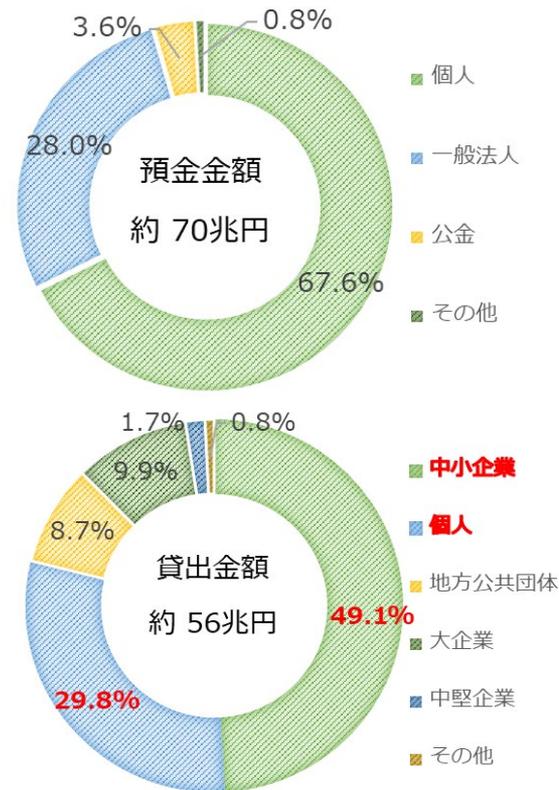
出所：ゆうちょ銀行 統合報告書 ディスクロージャー誌2024（資料編）

【メインバンクの金融機関業態別シェア（全国・2024年）】

地方銀行	第二地銀	信金・信組	メガ	その他
40.28%	9.54%	26.03%	18.86%	5.29%

出所：帝国データバンク 全国企業「メインバンク」動向調査（2024）

【第二地銀 預金者別残高構成・貸出先別残高構成】



**第二地銀の預貸率：79.9%**

## 2. 基本認識：郵政民営化について

### (1) 当業態の基本的な考え方

当業態では、予てより、郵政民営化法の基本理念（「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」等）を踏まえ、**国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化を実現するため**、ゆうちょ銀行について、**以下の5点**が重要と主張。



- ① バランスシートの規模縮小
- ② 公平な競争条件の確保
- ③ 利用者保護の徹底
- ④ 金融システムの安定
- ⑤ 民間金融システムへの融和

## 2. 基本認識：郵政民営化について

### (2) ゆうちょ銀行の株式一部売却について

日本郵政による、ゆうちょ銀行株式の一部売却等により、保有割合は49.9%程度となる見込みだが、**郵政民営化法では「その全部を処分することを旨とする」と定められており、現状は完全民営化に向けた移行段階で、国の間接出資が残る状態が継続。**



**民間金融機関との「公平な」競争条件は確保されていない。**

## 2. 基本認識：郵政民営化について

### (3) ゆうちょ銀行の新規業務について

○ゆうちょ銀行株式の一部売却等により、新規業務が認可制から届け出制に移行される。



**○政府の間接的な出資が残り、「公平な」競争条件が確保されていない状態が継続している以上、新規業務は認められるべきではない。**

○郵政民営化法は完全民営化を目指している。

**⇒完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが必要。**

**⇒それなしに、ゆうちょ銀行の新規業務は認められるべきではない。**

## 2. 基本認識：郵政民営化について

### (4) 届出制への移行について

- 届出制に関し、郵政民営化法や附帯決議に以下の記載あり。

#### 【郵政民営化法 一部抜粋】

他の金融機関等との間の**適正な**競争関係及び利用者への役務の適正な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

#### 【2012年郵政民営化法改正時 附帯決議 一部抜粋】

新規業務等に係る届出制は単なる届出制ではなく、政府及び郵政民営化委員会による二重のチェックが有効に機能することや、関係する業界団体が意見を述べる機会を確保すること等が求められている。



**届出制移行後における郵政民営化委員会の調査審議**

**⇒上記の点を踏まえて行われるべき。**

### 3. 新規業務に関する調査審議の方針について

郵政民営化委員会の調査審議において、以下3点を要望する。

①「届出事項に関して、ゆうちょ銀行が他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することがないかを確認する必要がある場合には、速やかに調査審議を行う」

⇒**郵政民営化委員会における調査審議は必ず行うべき。また、調査審議の内容及び、その結果・理由について公表すべき。**

②「外部からの意見を聴取することが適当であると判断した場合は、意見聴取（陳述又は文書）を実施する」

⇒**民間金融機関等からの意見聴取は必ず行うべき。**

③「必要があると認められるときは、郵政民営化推進本部長を通じて関係大臣に述べる意見を作成して公表する」

⇒**関係大臣への意見の提出は必ず行うべき。**

ご清聴ありがとうございました。